

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第十九号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）

第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十
六年十二月二十五日道路の位置を指定したので、同規則
第十条の規定により告示する。

昭和三十七年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

◇告示

目次
道路位置の指定
保安林の解除予定

◇公告

保安林の解除
国有財産の公用廃止
土地改良区の設立認可
土地改良事業の認可
土地改良事業計画書の縦覧
昭和三十六年度第四次二等陸士、二等海士、
二等空士の採用試験の実施
毒物劇物取扱者試験の実施

申請人の住所氏名

鳥取市浜坂四六四 上根敏子

道路の位置の指定場所

鳥取市田島字出口六五の二

六五の二
六五の二
六七の二
六二の二
のの部部

道路の幅員及び延長

幅員 四メートル

延長 一二九・九メートル

鳥取県告示第二十号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十七年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

西伯郡大山町豊房字草谷（次の図に示す部分に限る。）

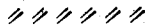
所在の保安林（国有林）

指定の目的 水源かん養

解除の理由 道路敷地とするため

申請者住所氏名 認定

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）



六六六六六六
五二二二二二
のののののの
三七六五四三
のののののの
部部部部部部

鳥取県告示第二十一号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十七年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

八頭郡用瀬町大字用瀬字黄蓮谷一、〇八三ノ一から

一、〇八三ノ一六まで所在の保安林

指定の目的 土砂流出防備

解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 用瀬財産区 管理者 用瀬町長

鳥取県告示第二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

昭和三十七年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

岩美郡福部村大字湯山字赤坂二、〇八三所在の森林

指定の目的 飛砂の防備

解除の理由 観光施設敷地とするため

申請者 福部村長

鳥取県告示第二十三号

次の土地は、昭和三十七年一月九日から公用を廃止した。

昭和三十七年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 鳥取市西品治字高瀬一九二 水路敷 七、〇一

番ノ二地先 所 地目又は品目 面積又は数量(坪)

鳥取市西品治字高瀬一九二番ノ二地先

同 所

道路敷 八、五三

関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第二十四号

昭和三十六年十月十六日付けで米子市夜見町渡辺義正ほか二十七人の者から申請のあつた米子市夜見土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十七年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十七年一月十六日から二十日とする。

三 縦覧に供する場所

米子市役所

鳥取県告示第二十五号

昭和三十六年十月二十三日付で羽合土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとす土地改良事業(暗渠排水)については、審査の結果、その計画を適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十七年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十七年一月十六日から二十日間とする。

二 縦覧場所

東伯郡羽合町羽合土地改良区事務所

鳥取県告示第二十六号

倉吉市服部杉本政雄はか三十三名から申請のあつた農道事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、共同で施行しようとする事業計画及び規約について審査の結果、これを適当と認められたから、同条第四項の規定により次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十七年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画の写

(二) 規約の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十七年一月十六日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

鳥取県告示第二十七号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第一百七条第一項及び第一百八条の規定により、昭和三十六年度第四次二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の日時及び場所を次のとおり定めただので告示する。

昭和三十七年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

日時及び場所

昭和三十七年一月二十六日	午前八時三十分から	境港市 上道町	境公民館
〃 二十七日	〃	日野郡日野町根雨	根雨公会堂
〃 二十八日	〃	米子市 両三柳	米子駐とん部隊
〃 三十日	〃	倉吉市 塚吉町	倉吉東高等学校
〃 三十一日	〃	鳥取市片原一丁目	中央児童相談所

公 告

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第八条第一項第三号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和三十七年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 期日及び場所

昭和三十七年二月二十日(火曜日)午前十時から午後三時まで
倉吉市広瀬町 鳥取県倉吉保健所

二 試験の種類及び科目

1 筆記試験

イ 毒物及び劇物に関する法規

ロ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法。

ただし、農業用のみを受験する者に対する筆記試験の毒物及び劇物の範囲は、別記のとおりとする。

2 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法。ただし、

三 受験手続

受験希望者は、毒物及び劇物取締法施行細則（昭和二十六年三月鳥取県規則第九号）第二条に定める受験申請書に五百円の鳥取県収入証紙をはり、次の書類を添えて、昭和三十七年二月十三日までに、所轄保健所長に提出すること。

- 1 履歴書
- 2 戸籍抄本
- 3 写 真（申請前六月以内に脱帽で上半身を撮影した名刺形で、台紙にはりつけてないもの）二枚
- 4 精神病者、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者又はおし、つんば、盲若しくは色盲の者でないことを証する医師の証明書

別記

- 一 黄りん硫化りん及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 二 クラレーレ及びその製剤
- 三 シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、ペルリン青、黄血塩、赤血塩、ロダン化合物及び石灰窒素並びにこれらのいずれかを含有する製剤を除く。
- 四 水銀化合物及びこれを含有する製剤。ただし、朱、甘こう、黄色ヨードこう、オレイン酸水銀、白降こう、雷こう及びこれらのいずれかを含有する製剤を除く。
- 五 ニコチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 六 ひ素、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 七 モノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤
- 八 テトラエチルピロホスフェイト及びこれを含有する製剤

製剤

- 九 ヘキサエチルテトラホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 十 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 十一 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 十二 エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤
- 十三 パラクロルフエニルジアゾチオウレア、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 十四 ニークロールー四ーメチルー六ージメチルアミノピリミジン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 十五 オクタメチルピロホスアミド及びこれを含有する製剤
- 十六 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

製剤

- 十七 モノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤
- 十八 ジニトロクレゾール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 十九 ニ・四ージニトロロー六ー（一ーメチルプロピル）一フェニール及びこれを含有する製剤。ただし、ニ・四ージニトロロー六ー（一ーメチルプロピル）一フェニール二%以下を含有するものを除く。
- 二十 ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤
- 二十一 りん化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤
- 二十二 ヘキサクロロヘキリヒドロメタノベンゾシオキサチエピノキサイド及びこれを含有する製剤
- 二十三 亜鉛塩類。ただし、炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。
- 二十四 アンモニア水。ただし、アンモニア一〇%以下を含有するものを除く。

- 二十五 塩酸及びその含有物。ただし、塩化水素一〇%以下を含有するものを除く。
- 二十六 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。
- 二十七 過酸化水素を含有する製剤。ただし、過酸化水素三・三%以下を含有するものを除く。
- 二十八 苛性カリ及びこれを含有する製剤。ただし、水酸化カリウム五%以下を含有するものを除く。
- 二十九 苛性ソーダ及びこれを含有する製剤。ただし、水酸化ナトリウム五%以下を含有するものを除く。
- 三十 クロルピクリン及びこれを含有する製剤
- 三十一 けい弗化水素酸塩類
- 三十二 銅塩類。ただし、雷銅を除く。
- 三十三 ニコチンとして一〇%以下を含有する製剤
- 三十四 二硫化炭素及びこれを含有する製剤
- 三十五 バリウム化合物。ただし、硫酸バリウムを除く。
- 三十六 ホルムアルデヒド含有物。ただし、ホルムアル

- 三十七 ロテノン及びロテノンを含有する生薬(デリス根・魚藤根の類)並びにこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ロテノン二%以下を含有するものを除く。
- 三十八 硫酸及びその含有物。ただし、硫酸一〇%以下を含有するものを除く。
- 三十九 プロムメチル
- 四十 ニー四ージニトロロー六ーシクロヘキシルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、二ー四ージニトロロー六ーシクロヘキシルフェノール一五%以下を含有する製剤を除く。
- 四十一 ペンタクロルフェノール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ペンタクロルフェノールとして五%以下を含有するものを除く。
- 四十二 ニーイソプルーピルー四ーメチルピリミジルー六ージエチルチオホスフェイト及びこれを含有す

- 四十三 ジクロベンジル酸、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ジクロルベンジル酸として一五%以下を含有するものを除く。
- 四十四 ヘキサクロロヘキサヒドロジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサクロロヘキサヒドロジメタノナフタリン五%以下を含有するものを除く。
- 四十五 ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン五%以下を含有するものを除く。
- 四十六 硝酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし、硝酸タリウム〇・三%以下を含有し、黒色に着色され、かつトウガラシエキスをを用いて著しくからく着味されているものを除く。
- 四十七 硫酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし、

- 四十八 りん化亜鉛及びこれを含有する製剤。ただし、りん化亜鉛一%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスをを用いて著しくからく着味されているものを除く。
- 四十九 二臭化エチレン及びこれを含有する製剤。ただし、二臭化エチレン五〇%以下を含有するものを除く。
- 五十 一・四・五・六・七ーペンタクロロー三・四・七・七・アーテトラヒドロー(八・八ジクロメタン)ーインデン及びこれを含有する製剤。ただし、インデン二〇%以下を含有するものを除く。
- 五十一 クロルメチル及びこれを含有する製剤。ただし、容量三〇〇立方センチメートル以下の容器に収められた殺虫剤であつてクロルメチル五〇%以下を含有するものを除く。

- 六十九 ジメチル―四―メチルメルカプト―三―メチル
フエニルチオホスフェイト及びこれを含有する
製剤。
- 七十 エチルエヌ―(ジエチルジチオホスホリールアセ
チル)―エヌメチルカルバメート及びこれを含有
する製剤

- 五十二 けい弗化水素酸及びこれを含有する製剤
- 五十三 ジメチル二・ニークロロピニルホスフェイト及
びこれを含有する製剤
- 五十四 トリエタノールアジモニウム二・四ジニトロ―
六―(一―メチルプロピル)―フエノラート及
びこれを含有する製剤
- 五十五 ジメチル二・二・ニートリクロロー―ヒドロ
キシエチルホスホネイト及びこれを含有する製
剤
- 五十六 ジエチル―四―クロルフエニルメルカプトメチ
ルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 五十七 ジエチル―二・五―ジクロルフエニルメルカプ
トメチルジチオホスフェイト及びこれを含有する
製剤
- 五十八 ジブクロロプロパン及びこれを含有する製剤
- 五十九 ジクロロブチン及びこれを含有する製剤
- 六十 テトラエチルメレンビスジチオホスフェイト及
びこれを含有する製剤

- 六十一 二―四―ジニトロ―六―(一―メチルプロピル)
―フエノール二%以下を含有する製剤
- 六十二 エヌ―メチル―一―ナフチルカルバメート及び
これを含有する製剤。ただし、エヌ―メチル―
一―ナフチルカルバメート三%以下を含有する
ものを除く。
- 六十三 トリブチルチオケトン化合物及びこれを含有する製剤。
ただし、二〇%以下の含有製剤を除く。
- 六十四 アクロレイン
- 六十五 二・三―ジ―(オルトオルトジエチルジチオホ
スホロ)、パラジオキササン及びこれを含有する製
剤
- 六十六 過酸化尿素製剤のうち医薬品でないものの中
量一七%以下を含有するものを除く。
- 六十七 チオシアノ酢酸エチルエステル及びこれを含有
する製剤
- 六十八 ジメチルエチルメルカプトエチルジチオホスフ
フェイト及びこれを含有する製剤